

障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現を図るため、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所（以下「事業所」という。）に対し、性被害防止対策に係る設備等支援に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（令和6年1月25日こ成総第3号・こ支総第8号こども家庭庁成育局長・支援局長通知。）に基づく事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額、補助率、補助金の額及び補助金の交付の対象となる者の要件は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助対象事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金
補助基準額	1事業所当たり100,000円
補助率	3/4
補助金の額	ア 事業所ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助金の交付の対象となる者の要件	県内に所在する事業所（奈良市所在の事業所を除く）

(補助対象事業の要件)

第4条 補助対象事業は、令和7年3月31日までに設備の購入や更新を完了し、支払いを完了するものでなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調書(第2号様式)
- (3) 補助対象経費がわかる見積書又は予定金額が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)

は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときには、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請などを行う場合は、別に定める日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更交付申請書(第3号様式)
- (2) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更所要額調書(第4号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金実績報告書(第6号様式)
- (2) 障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金精算書(第7号様式)
- (3) 性被害防止対策を図るための設備の購入や更新が確認できる書類(納品書・作業完了届等)
- (4) 補助対象経費を業者に対し支払った領収書等の写し又は補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る

消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けた者は、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業に

より取得し、又は効用の増加した価格が単価30万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項に規定する知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。